

庄川流域六厩産廃処分場計画対策協議会規約

(名称)

第1条 この会は、庄川流域六厩産廃処分場計画対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、岐阜県高山市荘川町六厩地区で計画されている産業廃棄物最終処分場の事業計画審査の監視や下流域地域住民の意見集約を図る活動を通じ、清流庄川の恵みを楽しむ富山県西部地域住民の安全安心な暮らしを保全することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 関係行政庁に対する要望活動。
- (2) 関係地区並びに関係者の協力要請と啓発活動。
- (3) その他事業遂行に必要な事項。

(組織)

第4条 協議会は、次のものを持って組織する。

- (1) 前2条の趣旨に賛同する富山県庄川流域をエリアとする下記関係団体・機関（別表1）とする。
 - ① 土地改良区（協議会）
 - ② 各農業協同組合（JA）
 - ③ 庄川沿岸漁業協同組合連合会
 - ④ 高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市の各自治振興会（協議会）
 - ⑤ その他、本会に賛同し会長が認定した個人等
- (2) 協議会に顧問を置くことができる。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- 2 会長は、会員の総意により選出し、副会長は会長が指名する。

(職務)

第6条 会長は協議会を代表し会務を総理する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2 協議会の会議は、会員の過半数の出席をもって成立する。
3 協議会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決する。
4 前3項にかかわらず、会長が認める場合、会員を招集せず、書面による会議とすることができる。
5 前項の場合、書面による会議の議事は、会員の過半数をもって決する。
6 会議には、代理人をもって議決権を行使することができる。
7 会長が必要と認める場合は、会員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局を庄川沿岸用水土地改良区連合に置く。

(規約の改正)

第10条 本規約を改正する必要があるときは、協議会に諮ってこれを行うものとする。

(補則)

第11条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則（施行期日）

この規約は、令和5年11月27日から施行する。